

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） _____ 中山 智香子



学位申請者 Gunnar Rekvig

論文名 The Nordic Peace: Approaches, Solutions, and Principles of Conflict Transformation

<学位（博士）審査の概要>

学位（博士）審査は2016年12月7日（水）12時30分より行われた。審査委員には、本学から岩崎稔教授（総合国際学研究院）、伊勢崎賢治（主任指導）教授（総合国際学研究院）、また外部よりヴィダル・ヴァンプハイム氏 Vidar Vambheim（ノルウェー、トロムソ大学教育学部助教授、平和研究センター所長）、デズモンド・モリー氏（Desmond Molloy（国際学博士、日本財団在ミャンマー少数民族和平プログラムディレクター）の二氏にお願いし、主査は中山智香子（総合国際学研究院教授）がつとめた。

ヴァンプハイム氏は、本論文の主題である「北歐的平和均衡」の背景にあるノルウェーを中心とした北歐諸国の平和外交史の権威であり、余人をもって代え難く、海外在住（ノルウェー、トロムソ）にかかわらず審査を依頼した。またモリー氏は平和構築、安全保障の研究者であるばかりでなく現役の実務家であり、本論文のテーマである「北歐的平和均衡」の他の紛争ケースへの適応性を吟味する上で最適であるため、同じく海外在住（ミャンマー、ヤンゴン）にかかわらず審査を依頼した。お二人には時差にもかかわらず、Skypeを通してのリアルタイムの参加で審議を行っていただいた。また Skype 通信、審査会場の設営においては、PCS スタッフの石田氏、大学院系の支援を得た。事前の協議から一時間半を超える本審査の最後まで、途中一度だけ映像が乱れたが、音声会話に支障をきたすことはなくスムーズな審議が行われ、問題なく進めることができた。

<博士論文の概要>

本論文は英語で記述され、目次構成は以下の通りである。

第1章 序論

- 1- 1 積極的平和が実現された北歐的平和均衡
- 1- 2 論文の構成
- 1- 3 論文の問題意識と分析手法
- 1- 4 論文の目的

第2章 安全保障共同体としての北歐

- 2- 1 平和の領域
- 2- 2 安全保障共同体
- 2- 3 同意のよって形成された政治共同体

第3章 交戦主体（紛争の当事者）としての北歐

- 3- 1 その相互緊密性と言語圏
- 3- 2 先住民と少数民族
- 3- 3 北歐委員会
- 3- 4 キール条約：国家間紛争の終焉と北歐的均衡の出発点
- 3- 5 キール条約とカルマル同盟

3-6 ナポレオン戦争

第4章 北歐的平和均衡ケース1「ノルウェー・スウェーデン」その統合、同君連合形成、離脱とキール条約（1814年-1905年）

4-1 独立を希求させた要員

4-2 1814-1905期「ノルウェー・スウェーデン」：同君連合と民主化

4-3 1884-1905期「ノルウェー・スウェーデン」：同君連合の解体

4-4 ノルウェー独立と回避された戦争

第5章 北歐的均衡ケース2「デンマーク・ドイツ（シュレースヴィヒ=ホルシュタイン問題）」：二つの戦争、領土喪失、同一民族併合主義、国民投票、国境確定、マイノリティの権利（1864-1920 と 1955）

5-1 シュレースヴィヒ戦争、その背景と結末

5-2 第一次シュレースヴィヒ戦争：汎ドイツ主義による国家誕生

5-3 新憲法と第二次シュレースヴィヒ戦争への系譜

5-4 シュレースヴィヒ裁定：領土問題の攻防

5-5 マイノリティの権利保護の原則化

5-6 ボン・コペンハーゲン宣言

第6章 北歐的平和均衡ケース3「フィンランド・スウェーデン」オーランド諸島における領土と同一民族併合主義の問題

6-1 その背景：戦略的重要性と非軍事化

6-2 オーランド紛争

6-3 オーランド諸島問題と国際連盟

6-4 自治権の制度化

6-5 自治権の成熟

第7章 北歐的均衡を巡る議論と分析

7-1 論点抽出の方法論

7-2 ノルウェー・スウェーデン：同君連合の解体

7-3 フィンランド・スウェーデン：オーランド裁定

7-4 北歐的平和裁定の他のケース

第8章 平和構築のための北歐的原則

8-1 相反する原理の共存

8-1-1 ”恣意的な黙認”とその帰着への敬意

8-1-2 ”紛争誘発の思想”を飲み込む共存原理

8-1-3 マイノリティの権利保護の原則化と同一民族併合主義：国境を超える信頼醸成

8-1-4 中立性と非軍事化への洞察力

第9章 北欧的平和裁定：日本と北東アジアへの適用の可能性

9-1 日本と北東アジア紛争

9-2 結論

第10章 まとめ

第1章では、本論文が、北欧を紛争対立もしくは消極的平和地域から積極的平和地域へと変化させたと広く認識されている「ノルディック・ピース(北欧的平和均衡)」の現状と、それを帰結させた北欧諸国間に起きた個々の紛争とその処理の歴史的経緯を分析し、その平和均衡の原理を抽出し類型化することを目的とすると明示される。そして、北欧諸国間の歴史的な紛争処理がどのように対立要因を平和均衡へと変換させてきたか、またその北欧的紛争処理には、他の紛争ケースに適応できる普遍的な可能性があるか、という問題意識が提示される。

第2章では、北欧的平和均衡が達成したと広く認知されている積極的平和地域の特徴を、戦争の物理的不在、戦争の物理的不在の継続、重層的安全保障共同体の構築という三つの要素として抽出する。次に第3章において北欧の歴史を俯瞰し、一五二四年以降の北欧諸国間の戦争期(ナポレオン戦争を含む)を終焉させた一八一四年のキール条約を、北欧的平和均衡の形成が開始される出発点と位置付ける。

続く三つの章では、一八一四年以降の北欧平和均衡の形成に寄与した三つの歴史的事例が分析される。すなわち、ノルウェーとスウェーデンの同君連合の成立(第4章)、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン問題(第5章)、オーランド諸島問題(第6章)である。第4章のノルウェーとスウェーデンの同君連合の成立については、この同君連合がナポレオン戦争の終結に向けてノルウェーに強制されたこと、以後紛争の原因になっていたが最終的にスウェーデンからの分離独立が平和裡に達成されたことを論じている。次の第5章のシュレースヴィヒ=ホルシュタイン問題とは、デンマークとドイツの国境に位置する二つの公領を巡る二つの戦争であり、第一次世界大戦後、住民投票によって領有権が平和裡に解決され、同時に双方の領域に残されたマイノリティの権利が確保されたことが論じられている。さらに第6章のオーランド諸島問題とは、フィンランドがロシアから独立した一九一八年、同諸島の領有権を巡ってスウェーデンと対立した事例である。この事例は、国際連盟の仲裁によって解決された例であるばかりでなく、すべての関連国にとって軍事的重要な拠点であった同諸島が完全に非武装化、そして中立化された事例であることが論じられている。

次いで第7章においては、北欧的平和均衡をもたらした上記主要な三事例と同時に、あるいは後に連続して平和裡の紛争処理を導いたその他四つの事例が、補足的に分析される。具体的には、デンマークとノルウェー間の東グリーンランド問題、アイスランドのデンマークからの平和的分離独立、ノルウェーとロシア間のバレンツ海における領海線の平和的

確定、カナダとノルウェー間のハンス島の領有権問題の四事例である。それらは、対立よりも平和的解決策を希求する外交文化の出現を示しており、そのことが当該地域に連鎖的な影響をもたらしたことの証明として示されている。

以上を踏まえ、第8章においては、北欧的平和均衡の **transferability**（転用可能性）を考察するべく、形成原理の抽出が試みられる。形成原理は五つに区分される。すなわち第一に「民族自決権」や「領土的一体性」のように相反する紛争誘発の思想を飲み込む共存的解決、第二にナショナリズムの台頭を抑制する国家間の「恣意的な黙認」と国民投票の決定に裁定を委ねる胆力、第三に国際連盟や国際司法裁判所など高等権威への尊厳と敬意、第四にマイノリティの権利保護の原則化による異なる同一民族併合主義の国境を超える信頼の醸成、そして第五に軍事的緊張下におかれた係争地域の非武装化と中立化である。本論文はこれらの原理が、北欧地域を持続的な積極的平和の安全保障共同体の確立へと導いたことを結論づける。

最後の第9章においては、北欧的平和均衡の **transferability**（転用可能性）の試みとして、未だ平和均衡に至っていない日本と北東アジア地域に視点をうつし、北欧地域が乗り越えてきた対立構造に類似したいくつかの事例が挙げられる。すなわち日中間の尖閣諸島問題、日韓間の竹島問題、日露間の北方領土問題、そして第二次世界大戦の戦争責任を巡る歴史解釈問題である。ここでは、紛争当事者に双方両得の解決策を生み出す最適な帰結として位置付けられる北欧的平和均衡と、北東アジアが傾向とするゼロサム的行き詰まり状況が対置され、上記の転用可能性原則の有効性と、そのための手がかりが考察される。

< 審査の経緯と審査結果 >

最終審査ではまず、転用可能性原則のリアリティをめぐる質問やコメントが複数の審査委員から示された。北欧的平和均衡の当該国は、すべてハンチントンが言うところの **kin countries**（親族国）であり、果たして、中華対西洋（ハンチントンが言うところの **bamboo curtain** が仕切る）、東洋対西洋（同じく **velvet curtain** が仕切る）という対立軸のある北東アジアの状況で、本当に転用の可能性があるのか。そして、トランプ次期米大統領の台湾総督へのたった一本の電話でも地政学上の展望を根本的に変えてしまうような激動期にある北東アジアに北欧的平和均衡にどれだけ適用できるのかなど問いである。また、本論文が採用する主観—客観主義（**subjectivism**）の方法論についても、補足的な説明が求められた。

これらの質問に対してレクヴィク氏は、ひとつひとつ誠実に回答した。方法論に関しては、同様の方法論を採用する先行研究の考え方を解説し、これを本論文に援用する手法を説明した。また転用可能性に関しては、たしかに北欧的平和均衡にいたる過程は北東アジアにそのまま適応できるものではないが、「類似」の問題を解決してきたことは確かであると強調した。それらは、二国間、多国間の交渉であり、国際連盟、国際連合、国際海洋

条約や国際司法裁判所のような超国家的レジームへの敬意と活用によってもたらされたものである。そして、このいずれをとっても、日本が戦後から現在にいたるまでのふるまいに改善を示唆するものであるとした。

また非親族国の状況への適用性については、北歐的均衡にいたる過程においても、ノルウェーがスウェーデンから平和的に離脱した当時の両国は、王制から議会民主主義への移行に大きなズレがあり、異なる政治体制の間で平和的解決がなされたと言ってよいこと、後のロシアとノルウェー間の「バレンツ海裁定」では、NATOの一員であるノルウェーがロシアの軍事的にも最重要拠点に面する同海域の領有権をめぐる平和的解決を導いたことを論拠として説明した。

さらに、特に日本がかかえる韓国、中国、ロシアとの領土問題について、北歐的平和均衡モデルが個々の問題について明確な回答を示すものではないが、歴史修正主義ともとれる歴史解釈への日本の態度が、北歐的平和均衡の経験から明確に平和的解決の最大の障害となっていると言えるという回答も補足的に行われた。

こうして、北歐的平和均衡の転用可能性へのおもな批判への回答は、概ね審査委員を満足させるものであった。ただし、第8章において平和均衡の転用可能性を意識した原則を抽出したことは、きわめて高く評価できるとしたうえで、その原則を時間軸（平和均衡の最終地点として、初期、中期、終期等の一般化）に置き換える可視化をしてほしかったという意見も示された。この点にはレクヴィク氏も意識的であったとのことで、指摘に同意しつつ、今後の研究の指針として生かしていくことが確認された。

本論文は、これまでも北歐的平和均衡の個々のケースを歴史的、個別的に扱った学術研究はあったものの、平和に向かう過程を総括的に扱いモデル化した初めての研究として、高く評価されるというのが、審査委員会全体の一致した意見であった。これだけでも本論文はすでに商業出版の水準を有しており、北東アジアを含め激動する現在の国際情勢にとっても早急の出版が望まれると審査委員からの付言もあった。この指摘も含め、本論文は、持続可能な安全保障共同体の形成に向けて、学術的のみならず実務家にとっても新しい指針を提供するものであることがあらためて確認された。

以上により審査委員会は、本論文が博士論文として十分なクオリティを備えたものであると認め、満場一致で合格という判断に至った。